



# 確 約 書

平成 年 月 日 より貴協議会より借用する物品を破損した場合、当方で責任を持って修理し返却することを確約いたします。

また、利用延長の繰り返しにより長期にわたり使用したため借用した物品が老朽化し、返却後使用が困難であると貴協議会職員が判断した場合、当方で一切の責任を負い処分することを確約いたします。

車椅子・ギャッチベット等の福祉機器以外の物品を借用し破損し修理不可能となった場合、当方で一切の責任を負い、同等の物品の返却、または同一の物品購入にかかる実費分をお支払いすることを確約いたします。

借用物品 別紙借用書のとおり

平成 年 月 日

借用申請者 住所 花巻市

氏名

⑩

(物品使用者との続柄： )

社会福祉法人 花巻市社会福祉協議会  
会長 高 橋 勲 殿